

重 要 事 項 説 明 書

指定訪問看護事業所

4 5 6 0 7 9 0 0 1 8

串間市民病院

訪問看護ステーション クローバー

〒 8 8 8 - 0 0 0 1 宮崎県串間市大字西方 7 9 1 7

T E L : 0 9 8 7 - 7 2 - 1 3 9 7

F A X : 0 9 8 7 - 7 2 - 1 3 3 2

1. 事業者

法人名	串間市民病院
法人所在地	宮崎県串間市大字西方7917
電話番号	0987-72-1234
FAX番号	0987-72-1332
代表者氏名	高橋 一哉
設立年月日	昭和21年10月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
名称	訪問看護ステーション クローバー
所在地	宮崎県串間市大字西方 7 9 1 7
電話番号	0 9 8 7 - 7 2 - 1 3 9 7
F A X 番 号	0 9 8 7 - 7 2 - 1 3 3 2
業務管理者氏名	村中 里香
介護保険事業所番号	4 5 6 0 7 9 0 0 1 8
通常の事業所実施地域	串間市内

訪問看護重要事項説明書

＜令和7年6月1日現在＞

1. 訪問看護ステーション クローバーの概要

事業者名	串間市民病院 訪問看護ステーション クローバー
事業者番号	4560790018
所在地	宮崎県串間市大字西方7917
提供できるサービスの種類	訪問看護
サービスを提供する地域	串間市内

※上記以外の訪問を希望される場合はご相談ください。

2. 事業所の目的と運営方針

(1)理念(目的)

在宅で療養される方、そのご家族に寄り添い、最期までその人らしい生活が送れるように、医療と看護・介護・福祉と連携を図り支援致します。

(2)運営方針

- ①利用者の権利を尊重し、守秘義務を遵守します。
- ②居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する方々と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③24時間365日、住み慣れたこの地域で安心して生活が送れるよう支援します。
- ④豊かな感性と人間性を養い、安全で安心な介護を提供できるよう自己研鑽していきます。

3. 事業所の職員体制

従事者の職種		人数	区 分		職務の内容
			常勤	非常勤	
管理者(看護師)		1名	1名		業務の管理/訪問看護サービス提供 従事者を兼ねる
従事者	看護師(責任者)	1名	1名		訪問看護サービス提供/苦情相談窓口
	看護師	2名	2名		訪問看護サービス提供
事務職員		1名	1名		事務処理

4. 営業日及び営業時間

	営業時間帯
月曜日～金曜日	8時30分～17時15分
土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日	休診日

※上記以外の訪問を希望される場合はご相談ください。

5. サービス内容

- 健康相談（症状の観察、血圧測定等） ■日常の看護（清潔、排泄のお世話、食事の援助等）
- 医師の指示による医療処置（静脈・皮下注射、カテーテル管理、床ずれや傷の手当て等）
- 介護相談 ■診療の補助 ■終末期看護 ■緊急時訪問看護 ■その他

6. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者または家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

7. 利用料金

(1) 利用料（自己負担）

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の1割・2割・3割です。
料金設定の基本となる時間は、居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ② 医療保険法からの給付サービスを利用する場合は、国が定める医療報酬の保険者別に定められた割合（1割・2割・3割）の利用料金になります。

(2) 加算料

- ① 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）・・・6,000 円
・利用者または家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあること。
・緊急時訪問における看護業務負担軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われていること。
その為実際の訪問の有無に関わらず月初めに1回請求させていただきます。
- ② 特別管理加算・・・（Ⅰ）5,000 円→下記（ア） （Ⅱ）2,500 円→下記（イ）
利用者が下記の処置、対応を受けていらっしゃる時に、その管理を訪問看護師が行う事で認められている加算料です。月初めに1回請求させていただきます。
（ア）在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
（イ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態
- ③ ターミナルケア加算・・・25,000 円
在宅で亡くなった利用者・病院搬送後24時間以内に死亡した利用者について、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合は、死亡月に請求させていただきます。

④ 初回加算・・・(Ⅰ) 3,500 円→下記 (ア) (Ⅱ) 3,000 円→下記 (イ)

(ア) 過去 2 月に渡り、介護・医療保険の訪問看護を受けていない利用者に対して、新たに訪問看護計画書を作成し、病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した日に初回の訪問を行った場合に 1 回請求させていただきます。

(イ) 過去 2 月に渡り、介護・医療保険の訪問看護を受けていない利用者に対して、新たに訪問看護計画書を作成し、初回の訪問看護を行った場合に 1 回請求させていただきます。

【料金表：令和 6 年 6 月～】

＜要介護＞所要時間(1 回につき)	単位数	金額	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
20 分未満	314	3,140 円	314 円	628 円	942 円
30 分未満	471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
30 分以上 1 時間未満	823	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
早朝加算(午前 6 時～午前 8 時)	所定単位数(金額)の 25%を加算				
夜間加算(午後 6 時～午後 10 時)					
深夜加算(午後 10 時～午前 6 時)	所定単位数(金額)の 50%を加算				

＜要支援＞所要時間(1 回につき)	単位数	金額	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
20 分未満	303	3,030 円	303 円	606 円	909 円
30 分未満	451	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
30 分以上 1 時間未満	794	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
早朝加算(午前 6 時～午前 8 時)	所定単位数(金額)の 25%を加算				
夜間加算(午後 6 時～午後 10 時)					
深夜加算(午後 10 時～午前 6 時)	所定単位数(金額)の 50%を加算				

加算料	単位数	金額	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
複数名(看護師 2 名)訪問加算(30 分未満)	254	2,540 円	254 円	508 円	762 円
複数名(看護師 2 名)訪問加算(30 分以上)	402	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(月 1 回)	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
特別管理加算Ⅰ(月 1 回)	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算Ⅱ(月 1 回)	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円

加算料	単位数	金額	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	60 円	6 円	12 円	18 円
長時間訪問看護加算	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円
初回加算(Ⅰ)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
初回加算(Ⅱ)	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
ターミナルケア加算	2,500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

(3) その他の費用

① 衛生材料等の提供

利用者や家族が、実費負担で衛生材料等の購入を希望された場合、相談に応じます。

② 死後の処置料

在宅にて死亡確認され、死後の処置を実施した場合、15,000 円請求させていただきます。

(必要物品、綿花・包帯等の代金を含む)

③ 交通費(医療保険でのサービス利用時)

当ステーションの規定により、必要に応じて算定します。

④ 料金のお支払い方法

毎月 12 日までに前月分の請求を致しますので、月末までに下記口座に振り込み又は窓口へ直接お支払いください。

※入金確認後、領収証を発行します。

宮崎銀行串間支店

普 通 預 金

口 座 番 号 1 3 1 9 9 0 1

口 座 名 義 人 くしましびょういん
串間市病院

8. サービスの利用開始

ご利用にあたっては、かかりつけの医師の指示が必要です。

かかりつけの医師がいない場合は、直接当ステーションにご相談ください。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

9. サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、お申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、出来る限り早急に文書で通知致します。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します）

（ア）利用者が介護保険施設に入所、または病院等に長期入院された場合

（イ）利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

（ウ）利用者が死亡された場合

④ その他

（ア）当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者またはご家族は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了する事ができます。

（イ）利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金をお支払いいただくよう催告したにもかかわらず、1週間以内に支払いがない場合、また利用者やご家族等が当ステーションの職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

※なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

【保険会社名】 公益社団法人全国自治体協議会

【保険名】 看護職賠償責任保険

【補償の概要】 看護師等の業務の遂行に起因して看護業務の対象者の身体に障害が発生した場合に賠償責任を補償します。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに別紙「訪問看護サービス利用申込書」に記載された、かかりつけ医等へ連絡し、必要な措置を講じます。

12. 社会情勢及び天災

社会情勢の急激な変化、地震、風災害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせていただく場合があります。

社会情勢の急激な変化、地震、風災害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものと致します。

13. サービス内容に関する相談・苦情

提供された訪問看護サービスの内容や従業者の態度等について、相談・苦情はいつでも担当者に連絡ください。お話があったからといって、利用者やご家族の不利益になる事は一切ございません。

当事業所 お客様相談窓口	窓口責任者	村中 里香
	ご利用時間	9：00～16：00
	ご利用方法	電話 0987-72-1397
		面接
		苦情箱 病院内4か所設置

・サービス内容等に関する苦情等は、下記の機関にも申し立てることが出来ます。

苦 情 受 付 機 関	串間市	所在地	宮崎県串間市大字西方5550番地
		所 管	串間市 介護保険係
		電話番号	0987-72-0333
		受付時間	8：30～17：15（土日、祝日除く）
	宮崎県 国民健康保 険団体連合 会	所在地	宮崎県宮崎市下原町231番地1
		所 管	介護福祉係
		電話番号	0985-35-5301
		受付時間	8：30～17：00（土日、祝日除く）